

# 袋井市6次産業化促進支援事業費補助金

袋井市では、農業の活性化と地域農作物の付加価値の向上を図るため、農産物の加工・流通・ネット販売など取り組みやGAP認証継続の手続きに係る費用を支援します。

## ◆事業対象者（市内に住所を有する以下のいずれかの者）

- (1) 認定農業者
- (2) 市内に経営耕地を有する3戸以上の販売農家で構成する団体



## ◆交付の対象経費及び補助率

補助事業における補助対象経費及び補助率は次のとおりです。

対象経費	内容（主なもの）
①農産物加工に必要な機械の購入経費 ②新商品の開発経費 ③商品開発等に必要な研修の経費 ④GGAP、ASIAGAP、JGAP等の国際水準GAPまたはそれに準ずる第三者認証について、既に取得済みの認証の維持継続に係る手続きのために認証機関に対して支払を要する経費 ⑤その他、市長が必要と認める経費	補助対象経費の1/2以内 ※1 団体補助限度額 20万円 ※事業費 20万円以上の事業を対象とする。

## ◆申込方法

下記の提出書類を袋井市役所農政課まで提出してください。

※申請書等は市農政課で受領するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

## ◆提出書類

事業計画書、補助事業に係わる経費の見積書、その他資料(カタログ等)

## ◆その他注意事項

- ・事業の事前着工による申請は認められません。
- ・申請は同一年度内に1回限りとします。

事業をご計画の際は、農政課農業振興係までご相談ください。

担当 産業環境部農政課農業振興係  
電話 0538-44-3133（直通）